

特定緊急輸送道路沿道建築物 除却・建替 【手続の流れ】

【はじめに】

耐震診断は完了していますか？

除却・建替助成を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 条例に基づく耐震診断を実施していること。
- ・ 診断の結果、I s値0.6未満の箇所があること。
- ・ 診断または補強設計で、建物全体がI s値0.6以上になる改修工事をした場合の想定工事案が示されていること。
- ・ 診断または補強設計で、建物全体がI s値0.6以上になる改修工事をした場合の想定工事費用が示されていること。

【各種証明書の発行窓口について】

以下の窓口にて、各種証明書を取得できます。必要書類については、別紙「申請について」をご参照ください。

都税事務所：固定資産税の納税証明書・口座振替済確認書〔目黒都税事務所：総合庁舎3階 .03-3715-1111〕

東京法務局：建物全部事項証明書・法人全部事項証明書〔目黒証明書センター：総合庁舎1階 .なし〕

建物全部事項証明書は地番・家屋番号がわからないと発行できません。

固定資産税課税明細書や、名寄帳などをご確認ください。

詳細のお問い合わせは、東京法務局渋谷出張所（渋谷区宇田川町1-10 .03-3463-7671）まで。

裏面 Step1から、お手続きを進めてください。

除 却 ・ 建 替 手 続 き の 流 れ

【助成金、補助金の2種類があります】 それぞれの金額は別紙「助成額一覧表」のとおり
両方申請することも、どちらか一方のみを申請することもできます。

区助成分：国や都の補助金を取りまとめて、区から助成金が出ます。

国直接補助分：とは別に、国から直接補助金が出ます。

- ：チェックしながら漏れのないように進めましょう。
- ：必要に応じてお手続きください。

Step 1

仮受付 準備	電話・窓口にて申し込みをする。（所有者連絡先、物件の面積などの確認）
	工事業者へ見積りを依頼する。（契約はまだしない）
	除却工事見積のみで助成金、補助金を使い切る場合：除却の申請
	除却・建替の両方に助成金、補助金を使う場合：建替の申請

【申請から工事完了までの期間が年度をまたぐ場合】
まずは『全体設計承認』が必要です。
全体設計が承認された後、助成金、補助金の申請をします。

「申請について - 全体設計承認あり - 」を確認のうえ、必要書類を提出する。

Step 2

申 請	「申請について」を確認のうえ、申請書及び添付書類一式を提出する。
------------	----------------------------------

Step 3

着 手	区から助成決定通知等が届く（国からの決定通知は後日届きます。） 「着手届及び完了届の提出について」他、Step3以降の手続きに必要な書類を同封します。
	工事業者と契約する。 【契約日の指定】 「着手届及び完了届の提出について」で契約ができるようになる日付を指定します。 必ず、指定日以降の日付で契約してください。
	「着手届及び完了届の提出について」を確認のうえ、着手届及び添付書類一式を提出する。
	【変更が生じた場合】至急担当へ連絡する。 助成金額の変更：変更申請（添付書類あり） 変更承認 契約の変更 その他の変更：変更届（添付書類あり）の提出

Step 4

完了報告	工事業者へ費用（全額）を支払う。
	「着手届及び完了届の提出について」を確認のうえ、完了届及び添付書類一式を提出する。

Step 5

請 求	区から請求書が届く
	「請求書の提出について」を確認のうえ、請求書を提出する。 一ヶ月ほどで振込みを行います。ご連絡は致しませんので、通帳等で確認をお願いします。

＜連絡先＞ 建築課耐震化促進係（直通）：03-5722-9490